

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可
及び事業計画変更の認可申請等の標準処理期間について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の
認可申請等の標準処理期間」について、下記のとおり制定したので公示する。

北海道運輸局公示第42号
平成10年12月25日

平成11年12月21日公示30号
平成13年 3 月30日公示12号
平成15年 3 月 3 日公示76号
平成25年10月10日公示41号
令和 元年 8 月30日公示47号
令和 7 年 8 月 1 日公示30号
一部改正

北海道運輸局長 中田 洋

記

1 標準処理期間

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可

3～5ヶ月

(2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可

4～6ヶ月

(3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可

(運輸支局長権限に係るもの) 1～3ヶ月

(その他のもの) 1～4ヶ月

(4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可	
(大臣権限に係るもの)	2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～4ヶ月
(5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可	
	1～4ヶ月
(6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	
(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可	
(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可	
(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可	
	2ヶ月
(10) 特定貨物自動車運送事業の許可	
	2～4ヶ月
(11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	
	1～3ヶ月
(12) 特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	
	1～3ヶ月
(13) 特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可	
	1～3ヶ月
(14) 特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可	
	1～3ヶ月
(15) 運輸支局長から地方運輸局長への進達	
	5～10日

(16) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可

2ヶ月

2. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

(1) 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間

(2) 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附 則

1. この標準処理期間は、平成11年1月1日以降、当局管内陸運支局において受理する申請に適用する。
2. 平成6年9月1日付け北海道運輸局公示第26号で公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間について」及び平成6年10月1日付け北海道運輸局公示第47号（平成9年7月18日付け北海道運輸局公示第39号で一部改正）で公示した「一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可等の申請事案に係る標準処理期間について」は、平成10年12月31日限りこれを廃止する。

附 則

この標準処理期間は、平成12年1月1日以降、当局管内陸運支局において受理する申請に適用する。

附 則

この標準処理期間は、平成13年4月1日以降、当局管内陸運支局において受理する申請に適用する。

附 則

この標準処理期間は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請に適用する。

附 則

この標準処理期間は、平成25年10月10日以降、当局管内運輸支局において受

理する申請に適用する。

附 則

この標準処理期間は、令和元年 1 月 1 日以降、当局管内運輸支局において受理する申請に適用する。

附 則

この標準処理期間は、令和 7 年 8 月 1 日以降、当局管内運輸支局において受理する申請に適用する。